

宇美町パトロール実施報告書

パトロール実施個所 宇美町役場出発

令和07年10月23日AM9:30出発 走行距離8km

①宇美二丁目 小林酒造横⇒②下宇美 おかべ小児科横⇒
③上宇美 中央公民館前⇒④障子岳 浄水場横⇒
⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横⇒⑥宇美五丁目 役場裏

会社名	救命講習修了証
(株)佐藤建築コンサルタント	第46-007号
(株)道隈建設	
ホゼン(株)	
事務局	第43-013号
合計	3社

車両写真



①宇美二丁目 小林酒造横

危険個所詳細
草木多い



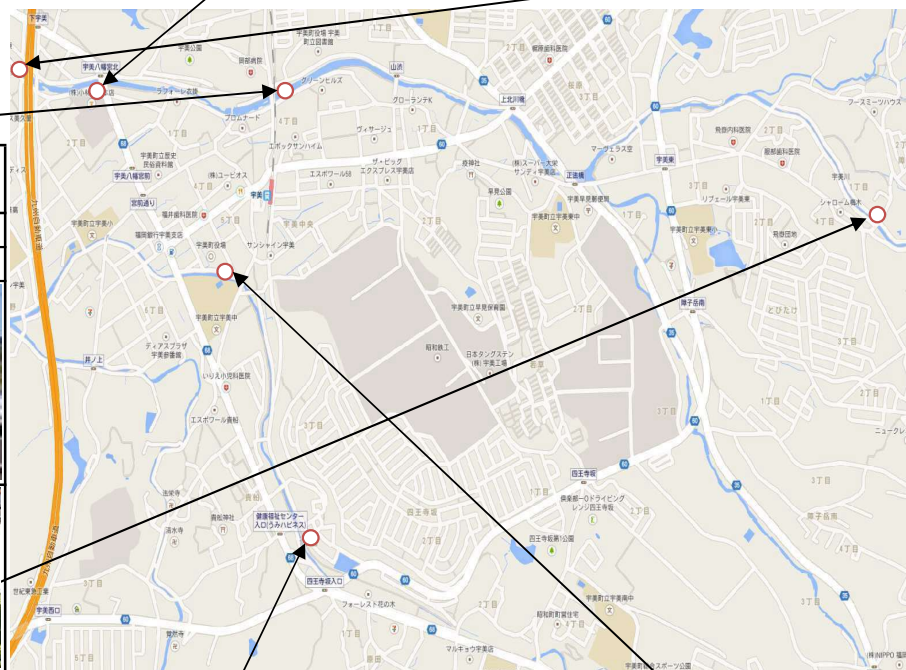
②下宇美 おかべ小児科横

危険個所詳細
草木多い



③上宇美 中央公民館前

危険個所詳細
草木多い



④障子岳 浄水場横

危険個所詳細
草木多い



⑤貴船一丁目 ちびっこ運動広場横

危険個所詳細
草木多い



⑥宇美五丁目 役場裏

危険個所詳細
特になし



無

様式第3号（第3条関係）

都市公園使用・占用許可書

7字環第701号

令和7年9月11日

申請者

住所 福岡市中央区那の川二丁目7番2-504号

氏名 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡

経営運営最高責任者 山中 好雄 殿

宇美町長 安 川 茂 伸



宇美町都市公園条例施行規則第3条の規定に基づき、申請のあった都市公園の使用・占用について、下記のとおり許可する。

記

使用・占用の目的	宇美町防災パトロールに係る活動のため
使用・占用の期間	令和7年10月 2日 令和7年10月 9日 令和7年10月16日 令和7年10月23日 令和7年10月30日 令和7年11月 6日 令和7年11月13日 令和7年11月20日 令和7年11月27日 9日間 9時30分 から 10時30分 まで 1時間
公 園 名	ちびっこ運動広場
使用・占用の内容	駐車場部分 400㎡
使 用 ・ 占 用 料	宇美町都市公園条例施行規則第12条第3号の規定により 免除
許 可 の 条 件	上記使用・占用に起因する諸問題については、申請者において措置すること。 また、用地の確保については、使用・占用の期間の範囲内で使用者が行うこと。

※ 設置物件等が電柱等である場合において、複数本のものを集約して許可するときは、公園名の欄は「●●公園他●公園」等と記入し、公園名等の一覧表を添付すること。